

監査基準委員会報告書 250 「財務諸表監査における法令の検討」等の改正について

2019年6月12日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 250</p> <p style="text-align: center;">財務諸表監査における法令の検討</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日</p> <p style="text-align: right;">改正 2014年4月4日</p> <p style="text-align: right;">改正 2015年5月29日</p> <p style="text-align: right;">改正 2018年10月19日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正</u> 2019年6月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第66号)</p>	<p>監査基準委員会報告書 250</p> <p style="text-align: center;">財務諸表監査における法令の検討</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日</p> <p style="text-align: right;">改正 2014年4月4日</p> <p style="text-align: right;">改正 2015年5月29日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正</u> 2018年10月19日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第66号)</p>
《Ⅲ 適用指針》	《Ⅲ 適用指針》
《1. 法令遵守に対する責任》 (第3項から第9項参照)	《1. 法令遵守に対する責任》 (第3項から第9項参照)
(省 略)	(省 略)
《(2) 監査人の責任》	《(2) 監査人の責任》
(省 略)	(省 略)
<p>A5. 監査人は、特定の法令に基づいて、財務諸表監査の一環として、企業が法令を遵守しているかどうかに関して特に報告が要求されていることがある。その場合、監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 39 項又は監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」第 10 項は、このような監査上の責任についての監査報告書における記載について規定している。さらに、法令に基づく特定の報告が求められている</p>	<p>A5. 監査人は、特定の法令に基づいて、財務諸表監査の一環として、企業が法令を遵守しているかどうかに関して特に報告が要求されていることがある。その場合、監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 35 項、又は監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」第 10 項は、このような監査上の責任についての監査報告書における記載について規定している。さらに、法令に基づく特定の報告が求められてい</p>

新	旧
<p>場合、監査計画にこれらの法令遵守に対する適切な検討を含めることが必要になる場合がある。</p>	<p>る場合、監査計画にこれらの法令遵守に対する適切な検討を含めることが必要になる場合がある。</p>
(省 略)	(省 略)
<p>《5. 識別された違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション及び報告》</p>	<p>《5. 識別された違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション及び報告》</p>
<p>《(1) 違法行為又はその疑いが監査報告書に及ぼす影響》(第25項から第27項参照)</p>	<p>《(1) 違法行為又はその疑いが監査報告書に及ぼす影響》(第25項から第27項参照)</p>
<p>A25. 監査人が第25項から第27項に従って除外事項付意見を表明する場合、違法行為又はその疑いが監査報告書において報告される。特定の他の状況において、例えば、以下の場合、監査人は違法行為又はその疑いを監査報告書において報告することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて財務諸表に対して意見を表明する監査人の責任に加えて、監査人がその他の報告責任を有する場合(監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第39項参照) 監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に従って、監査人が、違法行為又はその疑いを監査上の主要な検討事項であると判断し、当該事項を報告する場合(監基報701第13項が適用される場合を除く。) 経営者や監査役等が、監査人が必要と考える適切な是正措置を講じず、かつ、監査契約の解除が困難である例外的な状況において(A24項参照)、監査人が監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第9項に従って、その他の事項として違法行為又はその疑いを記載することを検討する場合 	<p>A25. 監査人が第25項から第27項に従って除外事項付意見を表明する場合、違法行為又はその疑いが監査報告書において報告される。特定の他の状況において、例えば、以下の場合、監査人が違法行為又はその疑いを報告することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準委員会報告書における監査人の責任に加えて、監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第35項で規定されているように、監査人が他の報告責任を有する場合 経営者や監査役等が、監査人が必要と考える適切な是正措置を講じていないが、監査契約の解除が困難である例外的な状況において、監査人が監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第7項に従って、その他の事項として違法行為又はその疑いを記載することを検討する場合がある。(A24項参照)
(省 略)	(省 略)

新	旧
<p>《Ⅳ 適用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2011年12月22日)は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書(2014年4月4日)は、2015年4月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用する。ただし、監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」又は監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」に基づいて2014年4月1日以後に監査報告書を発行する監査の場合には本報告書を適用する。 ・ 本報告書(2015年5月29日)は、2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書(2018年10月19日)は、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ <u>本報告書(2019年6月12日)は、以下の事業年度に係る監査等から適用する。</u> <ul style="list-style-type: none"> - <u>監査上の主要な検討事項に関連する要求事項及び適用指針(A25項の二つ目の箇条書)は、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。ただし、2020年3月31日(米国証券取引委員会に登録している会社においては2019年12月31日)以後終了する事業年度に係る監査から早期適用することができる。</u> - <u>上記以外の改正は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。</u> 	<p>《Ⅳ 適用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2011年12月22日)は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書(2014年4月4日)は、2015年4月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用する。ただし、監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」又は監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」に基づいて2014年4月1日以後に監査報告書を発行する監査の場合には本報告書を適用する。 ・ 本報告書(2015年5月29日)は、2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書(2018年10月19日)は、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。

新	旧
以 上	以 上

新	旧
監査基準委員会報告書 210 <p style="text-align: center;">監査業務の契約条件の合意</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2014年 4月 4日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 2月 27日 <u>最終改正</u> 2019年 6月 12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第70号)</p>	監査基準委員会報告書 210 <p style="text-align: center;">監査業務の契約条件の合意</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2014年 4月 4日 改正 2015年 5月 29日 <u>最終改正</u> 2019年 2月 27日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第70号)</p>
《Ⅲ 適用指針》	《Ⅲ 適用指針》
(省 略)	(省 略)
《2. 監査人の前提条件》	《2. 監査人の前提条件》
(省 略)	(省 略)
《(2) 経営者の責任に関する合意》 (第4項(2)参照)	《(2) 経営者の責任に関する合意》 (第4項(2)参照)
(省 略)	(省 略)
《内部統制》 (第4項(2)②参照)	《内部統制》 (第4項(2)②参照)
A16. 経営者は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために必要であると判断する内部統制を整備及び運用する。内部統制は、いかに有効であっても、内部統制の固有の限界のため、企業の財務報告の信頼性を確保するという目的の達成について企業に合理的な保証を提供するにすぎない。(監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」のA50項参照)	A16. 経営者は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために必要であると判断する内部統制を整備及び運用する。内部統制は、いかに有効であっても、内部統制の固有の限界のため、企業の財務報告の信頼性を確保するという目的の達成について企業に合理的な保証を提供するにすぎない。(監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」のA43項参照)
(省 略)	(省 略)

新	旧
<p>A18. 経営者は、財務諸表を作成するためにどのような内部統制が必要かを判断する。内部統制は、統制環境、企業のリスク評価プロセス、財務報告目的の情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達、統制活動及び監視活動という構成要素に分割されることがあり、内部統制にはこれらの構成要素内の広範囲の活動が含まれる。この五つの構成要素は、必ずしも、特定の企業がどのようにその内部統制を整備及び運用しているか又はある内部統制がどの構成要素に分類されるかを表しているわけではない（監基報 315 の A55 項及び付録 1 参照）。企業の内部統制は、経営者のニーズ、事業の複雑性、企業が影響を受けるリスクの内容及び関連する法令等を反映したものになる。</p>	<p>A18. 経営者は、財務諸表を作成するためにどのような内部統制が必要かを判断する。内部統制は、統制環境、企業のリスク評価プロセス、財務報告目的の情報システム（関連する業務プロセスを含む。）と伝達、統制活動及び監視活動という構成要素に分割されることがあり、内部統制にはこれらの構成要素内の広範囲の活動が含まれる。この五つの構成要素は、必ずしも、特定の企業がどのようにその内部統制を整備及び運用しているか又はある内部統制がどの構成要素に分類されるかを表しているわけではない（監基報 315 の A48 項及び付録 1 参照）。企業の内部統制は、経営者のニーズ、事業の複雑性、企業が影響を受けるリスクの内容及び関連する法令等を反映したものになる。</p>
(省 略)	(省 略)
《IV 適用》	《IV 適用》
<ul style="list-style-type: none"> • 本報告書（2011年12月22日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ただし、第14項から第17項に該当する法令等に定めのある監査業務について、日本公認会計士協会による実務上の指針が公表されている場合はそれに基づくものとし、第14項から第17項は、当分の間、適用しない。 • 本報告書（2014年4月4日）は、2015年4月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用する。ただし、監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」又は監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」に基づいて2014年4月1日以後に監査報告書を発行する監査の場合には本報告書を適用する。また、第14項から第17項に該当する法令等に定めのある監査業務について、日本公認会計士協会による実務上の指針が公表されている場合はそれに基づくものとし、第14項 	<ul style="list-style-type: none"> • 本報告書（2011年12月22日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ただし、第14項から第17項に該当する法令等に定めのある監査業務について、日本公認会計士協会による実務上の指針が公表されている場合はそれに基づくものとし、第14項から第17項は、当分の間、適用しない。 • 本報告書（2014年4月4日）は、2015年4月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用する。ただし、監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」又は監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」に基づいて2014年4月1日以後に監査報告書を発行する監査の場合には本報告書を適用する。また、第14項から第17項に該当する法令等に定めのある監査業務について、日本公認会計士協会による実務上の指針が公表されている場合はそれに基づくものとし、第14

新	旧
<p>から第17項は、当分の間、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2015年5月29日）は、2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2019年2月27日）は、以下の時期から適用する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 違法行為に関連する適用指針（A26項）は、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ➤ 監査上の主要な検討事項に関連する適用指針（A25項、A32項）は、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。ただし、2020年3月31日（米国証券取引委員会に登録している会社においては2019年12月31日）以後終了する事業年度に係る監査から早期適用することができる。 ➤ 上記以外の改正は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。 ・ <u>本報告書（2019年6月12日）は、2020年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から早期適用することができる。</u> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>項から第17項は、当分の間、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2015年5月29日）は、2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2019年2月27日）は、以下の時期から適用する。 <ul style="list-style-type: none"> - 違法行為に関連する適用指針（A26項）は、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 - 監査上の主要な検討事項に関連する適用指針（A25項、A32項）は、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。ただし、2020年3月31日（米国証券取引委員会に登録している会社においては2019年12月31日）以後終了する事業年度に係る監査から早期適用することができる。 - 上記以外の改正は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 230</p> <p style="text-align: center;">監査調書</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 改正 2019年 2月 27日 <u>最終改正</u> 2019年 6月 12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第45号)</p>	<p>監査基準委員会報告書 230</p> <p style="text-align: center;">監査調書</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 <u>最終改正</u> 2019年 2月 27日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第45号)</p>
<p>《IV 適用》</p>	<p>《IV 適用》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2011年12月22日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2015年5月29日）は、2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2019年2月27日）は、以下の時期から適用する。 <ul style="list-style-type: none"> - 違法行為に関連する付録（監基報 250 への参照）は、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 - 監査上の主要な検討事項に関連する適用指針（A10 項（4））は、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。ただし、2020年3月31日（米国証券取引委員会に登録している会社においては2019年12月31日）以後終了する事業年度に係る監査から早期適用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2011年12月22日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2015年5月29日）は、2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2019年2月27日）は、以下の時期から適用する。 <ul style="list-style-type: none"> - 違法行為に関連する付録（監基報 250 への参照）は、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 - 監査上の主要な検討事項に関連する適用指針（A10 項（4））は、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。ただし、2020年3月31日（米国証券取引委員会に登録している会社においては2019年12月31日）以後終了する事業年度に係る監査から早期適用することができる。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2019年6月12日）は、2020年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から早期適用することができる。 	
<p>《付録 他の監査基準委員会報告書における文書化に関する特定の要求事項》（第1項参照）</p>	<p>《付録 他の監査基準委員会報告書における文書化に関する特定の要求事項》（第1項参照）</p>
<p>本付録は、文書化に関する特定の要求事項を含む他の監査基準委員会報告書を一覧にしたものである。この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではない。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準委員会報告書610「内部監査人の作業の利用」-第22項 <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>本付録は、文書化に関する特定の要求事項を含む他の監査基準委員会報告書を一覧にしたものである。この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではない。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準委員会報告書610「内部監査の利用」-第12項 <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>監査基準委員会報告書260</p> <p style="text-align: center;">監査役等とのコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日</p> <p style="text-align: right;">改正 2015年5月29日</p> <p style="text-align: right;">改正 2019年2月27日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正</u> 2019年6月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第52号)</p>	<p>監査基準委員会報告書260</p> <p style="text-align: center;">監査役等とのコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日</p> <p style="text-align: right;">改正 2015年5月29日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正</u> 2019年2月27日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第52号)</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《3. コミュニケーション・プロセス》</p>	<p>《3. コミュニケーション・プロセス》</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《(3) コミュニケーションの実施時期》 (第20項参照)</p>	<p>《(3) コミュニケーションの実施時期》 (第20項参照)</p>
<p>A48. 監査期間を通じた適時なコミュニケーションは、監査役等と監査人の適切な連携の実現に寄与する。ただし、コミュニケーションの適切な時期は、業務の状況によって様々であり、例えば以下のようなコミュニケーションを行う事項の重要性とその内容、及び監査役等が講じることが予想される措置により影響を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査計画に関する事項のコミュニケーションは、監査業務の初期の段階に行われることが多い。初年度監査の場合、監査業務の契約条件の合意に際して行われることがある。 ・ 監査期間中に直面した困難な状況に対処するために監査役等が監査人を支援できる場合、又は除外事項付意見につながる可能性が高い場合には、速やかにコミュニケーションを行うことが適切なことがある。 	<p>A48. 監査期間を通じた適時なコミュニケーションは、監査役等と監査人の適切な連携の実現に寄与する。ただし、コミュニケーションの適切な時期は、業務の状況によって様々であり、例えば以下のようなコミュニケーションを行う事項の重要性とその内容、及び監査役等が講じることが予想される措置により影響を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査計画に関する事項のコミュニケーションは、監査業務の初期の段階に行われることが多い。初年度監査の場合、監査業務の契約条件の合意に際して行われることがある。 ・ 監査期間中に直面した困難な状況に対処するために監査役等が監査人を支援できる場合、又は除外事項付意見につながる可能性が高い場合には、速やかにコミュニケーションを行うことが適切なことがある。

新	旧
<p>同様に、監査人は、識別した内部統制の重要な不備を、監査基準委員会報告書265第8項及びA14項に従って書面によりコミュニケーションを行う前に、監査役等に口頭で速やかにコミュニケーションを行うことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準委員会報告書701が適用となる場合、監査人は、計画した監査の範囲と実施時期についてコミュニケーションを行う際に、監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項についてもコミュニケーションを行うことがある（A13項参照）。また、当該事項について、監査上の重要な発見事項を報告する際、深度ある協議を行うため、頻繁にコミュニケーションを行うことがある。 独立性に関するコミュニケーションは、例えば、財務諸表監査以外の業務契約を締結する場合や監査の最終段階での協議等、独立性の阻害要因及びセーフガードについての重要な判断が行われる際に適宜行うことが適切なことがある。 企業の会計実務の質的側面に関する監査人の見解を含め、監査の発見事項についてのコミュニケーションは、監査の最終段階での協議においても行われることがある。 一般目的の財務諸表と特別目的の財務諸表の双方の財務諸表を監査する場合、コミュニケーションの実施時期を調整することが適切なことがある。 	<p>同様に、監査人は、識別した内部統制の重要な不備を、監査基準委員会報告書265第8項及びA14項に従って書面によりコミュニケーションを行う前に、監査役等に口頭で速やかにコミュニケーションを行うことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準委員会報告書701が適用となる場合、監査人は、計画した監査の範囲と実施時期についてコミュニケーションを行う際に、監査上の主要な検討事項となる可能性がある事項についてもコミュニケーションを行うことがある（A12項参照）。また、当該事項について、監査上の重要な発見事項を報告する際、深度ある協議を行うため、頻繁にコミュニケーションを行うことがある。 独立性に関するコミュニケーションは、例えば、財務諸表監査以外の業務契約を締結する場合や監査の最終段階での協議等、独立性の阻害要因及びセーフガードについての重要な判断が行われる際に適宜行うことが適切なことがある。 企業の会計実務の質的側面に関する監査人の見解を含め、監査の発見事項についてのコミュニケーションは、監査の最終段階での協議においても行われることがある。 一般目的の財務諸表と特別目的の財務諸表の双方の財務諸表を監査する場合、コミュニケーションの実施時期を調整することが適切なことがある。
(省 略)	(省 略)
《(4) コミュニケーションの適切性》（第21項参照）	《(4) コミュニケーションの適切性》（第21項参照）
(省 略)	(省 略)
<p>A51. 第4項に記載のとおり、有効な双方向のコミュニケーションは、監査人と監査役等の双方にとって有益なものとなる。</p> <p>監査基準委員会報告書315のA73項では、企業の統制環境の要素として、内部監査と外部監査人との相互関係を含めた監査役等の参画につい</p>	<p>A51. 第4項に記載のとおり、有効な双方向のコミュニケーションは、監査人と監査役等の双方にとって有益なものとなる。</p> <p>監査基準委員会報告書315のA66項では、企業の統制環境の要素として、内部監査と外部監査人との相互関係を含めた監査役等の参画につい</p>

新	旧
<p>て記載している。双方向のコミュニケーションが不十分であることは、脆弱な統制環境を示唆し、重要な虚偽表示リスクに係る監査人の評価に影響を与える可能性がある。また、監査人が財務諸表に対する意見形成のための十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスクも存在することになる。</p>	<p>て記載している。双方向のコミュニケーションが不十分であることは、脆弱な統制環境を示唆し、重要な虚偽表示リスクに係る監査人の評価に影響を与える可能性がある。また、監査人が財務諸表に対する意見形成のための十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスクも存在することになる。</p>
<p>《IV 適用》</p>	<p>《IV 適用》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2011年12月22日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2015年5月29日）は、2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 第16項は、2015年5月29日以後行われる監査役等とのコミュニケーションから適用するものとし、外部のレビュー又は検査の結果については、2015年5月29日以後受領した品質管理レビューの報告書又は検査結果通知書を対象として伝達する。ただし、日本公認会計士協会の品質管理レビューについては、2015年5月29日までに受領したレビュー報告書に記載されている限定事項及び改善勧告事項で、2015年5月29日時点で、フォローアップ・レビューによる改善状況の確認が未了の事項を伝達対象とする。 ・ 本報告書（2019年2月27日）は、以下の事業年度に係る監査等から適用する。 <ul style="list-style-type: none"> - 違法行為に関連する改正（第7項、付録1の監査基準委員会報告書240及び同250への参照）は、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2011年12月22日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2015年5月29日）は、2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 第16項は、2015年5月29日以後行われる監査役等とのコミュニケーションから適用するものとし、外部のレビュー又は検査の結果については、2015年5月29日以後受領した品質管理レビューの報告書又は検査結果通知書を対象として伝達する。ただし、日本公認会計士協会の品質管理レビューについては、2015年5月29日までに受領したレビュー報告書に記載されている限定事項及び改善勧告事項で、2015年5月29日時点で、フォローアップ・レビューによる改善状況の確認が未了の事項を伝達対象とする。 ・ 本報告書（2019年2月27日）は、以下の事業年度に係る監査等から適用する。 <ul style="list-style-type: none"> - 違法行為に関連する改正（第7項、付録1の監査基準委員会報告書240及び同250への参照）は、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> - 第16項及び関連する適用指針は、2019年4月1日以後行われる監査役等とのコミュニケーションから適用するものとし、懲戒処分等の内容、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果については2019年4月1日以後通知を受けたものを対象として伝達する。 - 監査上の主要な検討事項に関連する適用指針（A8項、A13項、A17項、A23項（監基報701に関連する部分に限る。）、A46項及びA48項）は、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。ただし、2020年3月31日（米国証券取引委員会に登録している会社においては2019年12月31日）以後終了する事業年度に係る監査から早期適用することができる。 - 上記以外の改正は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。 ・ <u>本報告書（2019年6月12日）は、2020年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から早期適用することができる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> - 第16項及び関連する適用指針は、2019年4月1日以後行われる監査役等とのコミュニケーションから適用するものとし、懲戒処分等の内容、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果については2019年4月1日以後通知を受けたものを対象として伝達する。 - 監査上の主要な検討事項に関連する適用指針（A8項、A13項、A17項、A23項（監基報701に関連する部分に限る。）、A46項及びA48項）は、2021年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。ただし、2020年3月31日（米国証券取引委員会に登録している会社においては2019年12月31日）以後終了する事業年度に係る監査から早期適用することができる。 - 上記以外の改正は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。
<p>《付録1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告書の要求事項の一覧》（第3項参照）</p>	<p>《付録1 監査役等と行うコミュニケーションについて記載している品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告書の要求事項の一覧》（第3項参照）</p>
<p>本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うことを要求している品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告書を記載している。</p>	<p>本付録は、監査役等と特定の事項についてコミュニケーションを行うことを要求している品質管理基準委員会報告書と他の監査基準委員会報告書を記載している。</p>

新	旧
<p>この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」第29項 ・ 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」第20項、第37項、第F39-2項から第41項 ・ 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第14項、第19項、第22項から第24項 ・ 監査基準委員会報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第8項 ・ 監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第11項、第12項 ・ 監査基準委員会報告書505「確認」第8項 ・ 監査基準委員会報告書510「初年度監査の期首残高」第6項 ・ 監査基準委員会報告書550「関連当事者」第26項 ・ 監査基準委員会報告書560「後発事象」第6項、第9項、第12項、第13項、第16項 ・ 監査基準委員会報告書570「継続企業」第24項 ・ 監査基準委員会報告書600「グループ監査」第48項 ・ 監査基準委員会報告書610「内部監査人の作業の利用」第14項、第16項 ・ 監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第16項 ・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第11項、第13項、第22項、第29項 	<p>この一覧は、他の監査基準委員会報告書における要求事項及び適用指針の検討に代わるものではなく、それぞれの報告書を参照する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」第29項 ・ 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」第20項、第37項、第F39-2項から第41項 ・ 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」第14項、第19項、第22項から第24項 ・ 監査基準委員会報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」第8項 ・ 監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第11項、第12項 ・ 監査基準委員会報告書505「確認」第8項 ・ 監査基準委員会報告書510「初年度監査の期首残高」第6項 ・ 監査基準委員会報告書550「関連当事者」第26項 ・ 監査基準委員会報告書560「後発事象」第6項、第9項、第12項、第13項、第16項 ・ 監査基準委員会報告書570「継続企業」第24項 ・ 監査基準委員会報告書600「グループ監査」第48項 ・ 監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」第16項 ・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」第11項、第13項、第22項、第29項

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第11項 ・ 監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第17項 ・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」第9項、第12項、第15項 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第11項 ・ 監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」第17項 ・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」第9項、第12項、第15項 <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 265</p> <p style="text-align: center;">内部統制の不備に関するコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日</p> <p style="text-align: right;">改正 2014年 4月 4日</p> <p style="text-align: right;">改正 2015年 5月 29日</p> <p style="text-align: right;">改正 2018年 10月 19日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正</u> 2019年 6月 12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第53号)</p>	<p>監査基準委員会報告書 265</p> <p style="text-align: center;">内部統制の不備に関するコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日</p> <p style="text-align: right;">改正 2014年 4月 4日</p> <p style="text-align: right;">改正 2015年 5月 29日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正</u> 2018年 10月 19日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第53号)</p>
<p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》</p>	<p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》</p>
<p>2. 監査人は、監査基準委員会報告書 315 第 11 項及び A64 項から A68 項において、重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、監査に関連する内部統制を理解することが求められている。当該リスク評価の実施に際して、監査人は、状況に応じた適切な監査手続を立案するため内部統制を検討するが、これは、内部統制の有効性に対する意見を表明するためのものではない。監査人は、このリスク評価の過程のみならず、監査の他の段階においても内部統制の不備を識別することがある。本報告書は、識別した不備のうち、どのような不備について監査役等や経営者とコミュニケーションを行うことが求められるかについて記載している。</p>	<p>2. 監査人は、監査基準委員会報告書 315 第 11 項及び A57 項から A61 項において、重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、監査に関連する内部統制を理解することが求められている。当該リスク評価の実施に際して、監査人は、状況に応じた適切な監査手続を立案するため内部統制を検討するが、これは、内部統制の有効性に対する意見を表明するためのものではない。監査人は、このリスク評価の過程のみならず、監査の他の段階においても内部統制の不備を識別することがある。本報告書は、識別した不備のうち、どのような不備について監査役等や経営者とコミュニケーションを行うことが求められるかについて記載している。</p>
(省 略)	(省 略)
<p>《Ⅲ 適用指針》</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p>
(省 略)	(省 略)
<p>《2. 重要な不備》 (第 5 項(2)及び第 7 項参照)</p>	<p>《2. 重要な不備》 (第 5 項(2)及び第 7 項参照)</p>
(省 略)	(省 略)
<p>A8. 内部統制は、単独で又は他の<u>幾つか</u>との組合せで虚偽表示を有効に防</p>	<p>A8. 内部統制は、単独で又は他の<u>いくつ</u>かとの組合せで虚偽表示を有効に</p>

新	旧
<p>止又は発見・是正できるように整備及び運用されることがある（監基報315のA69項）。例えば、売掛金に対する内部統制は、自動化された内部統制と手作業による内部統制によって構成され、両者の組合せによって勘定残高の虚偽表示を防止又は発見・是正できるように整備及び運用されることがある。</p> <p>内部統制の不備は、単独では重要な不備とはならない場合であっても、同じ勘定残高や開示項目、関連するアサーション、又は内部統制の構成要素に影響を与える不備が複数ある場合、それらの不備を組み合わせると、重要な不備になり、虚偽表示リスクが増加することがある。</p>	<p>防止又は発見・是正できるように整備及び運用されることがある（監基報315のA62項）。例えば、売掛金に対する内部統制は、自動化された内部統制と手作業による内部統制によって構成され、両者の組合せによって勘定残高の虚偽表示を防止又は発見・是正できるように整備及び運用されることがある。</p> <p>内部統制の不備は、単独では重要な不備とはならない場合であっても、同じ勘定残高や開示項目、関連するアサーション、又は内部統制の構成要素に影響を与える不備が複数ある場合、それらの不備を組み合わせると、重要な不備になり、虚偽表示リスクが増加することがある。</p>
(省 略)	(省 略)
《Ⅳ 適用》	《Ⅳ 適用》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2011年12月22日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2015年5月29日）は、2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2018年10月19日）は、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ <u>本報告書（2019年6月12日）は、2020年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から早期適用することができる。</u> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2011年12月22日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2015年5月29日）は、2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（2018年10月19日）は、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 501</p> <p style="text-align: center;">特定項目の監査証拠</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 最終改正 2019年 6月 12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第47号)</p>	<p>監査基準委員会報告書 501</p> <p style="text-align: center;">特定項目の監査証拠</p> <p style="text-align: right;">平成23年 12月 22日 改正 平成27年 5月 29日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第47号)</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《2. 訴訟事件等》</p>	<p>《2. 訴訟事件等》</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《(2) 企業の顧問弁護士とのコミュニケーション》 (第9項及び第10項参照)</p>	<p>《(2) 企業の顧問弁護士とのコミュニケーション》 (第9項及び第10項参照)</p>
<p>A25. 監査人は、監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第44項に基づき、監査報告書日には財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日より前の日付を付してはならないとされている。監査報告書日までの訴訟事件等の状況についての監査証拠は、関連事項の扱いに責任がある法務担当者を含む、経営者への質問によって入手されることがある。個々の状況により、監査人は、企業の顧問弁護士から更新された情報を入手することが必要な場合がある。</p>	<p>A25. 監査人は、監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第38項に基づき、監査報告書日には財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日より前の日付を付してはならないとされている。監査報告書日までの訴訟事件等の状況についての監査証拠は、関連事項の扱いに責任がある法務担当者を含む、経営者への質問によって入手されることがある。個々の状況により、監査人は、企業の顧問弁護士から更新された情報を入手することが必要な場合がある。</p>

新	旧
<p>《IV 適用》</p>	<p>《IV 適用》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（<u>2011</u>年12月22日）は、<u>2012</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>2015</u>年5月29日）は、<u>2015</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ <u>本報告書（2019年6月12日）は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。</u> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（<u>平成23</u>年12月22日）は、<u>平成24</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>平成27</u>年5月29日）は、<u>平成27</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
監査基準委員会報告書 520 <p style="text-align: center;">分析的手続</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2019年 6月 12日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第55号)</p>	監査基準委員会報告書 520 <p style="text-align: center;">分析的手続</p> <p style="text-align: right;">平成23年 12月 22日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第55号)</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《2. 分析の実証手続》 (第4項参照)</p>	<p>《2. 分析の実証手続》 (第4項参照)</p>
<p>《(4) 計上された金額と推定値との許容可能な差異》 (第4項(4)参照)</p>	<p>《(4) 計上された金額と推定値との許容可能な差異》 (第4項(4)参照)</p>
<p>A15. 推定値との差異について、追加的な調査をせずに許容可能とするかどうかの監査人の判断は、個別に、又は他の虚偽表示と集計した場合に重要な虚偽表示となる可能性を考慮に入れて行われるが、重要性と手続から得ようとする保証水準によって影響を受ける(監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」のA11項参照)。監査基準委員会報告書330は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手するよう監査人に要求している(監基報330第6項(2)参照)。したがって、評価したリスクが高くなるのに応じて、確かな心証が得られる証拠を入手するため、調査をせずに許容可能と考えられる差異は減少する(監基報330のA18項参照)。</p>	<p>A15. 推定値との差異について、追加的な調査をせずに許容可能とするかどうかの監査人の判断は、個別に、又は他の虚偽表示と集計した場合に重要な虚偽表示となる可能性を考慮に入れて行われるが、重要性と手続から得ようとする保証水準によって影響を受ける(監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」のA10項参照)。監査基準委員会報告書330は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手するよう監査人に要求している(監基報330第6項(2)参照)。したがって、評価したリスクが高くなるのに応じて、確かな心証が得られる証拠を入手するため、調査をせずに許容可能と考えられる差異は減少する(監基報330のA18項参照)。</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《Ⅳ 適用》</p>	<p>《Ⅳ 適用》</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本報告書（2011年12月22日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</u> ・ <u>本報告書（2019年6月12日）は、2020年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から早期適用することができる。</u> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書は、<u>平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</u> <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 550</p> <p style="text-align: center;">関連当事者</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 最終改正 2019年 6月 12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 57号)</p>	<p>監査基準委員会報告書 550</p> <p style="text-align: center;">関連当事者</p> <p style="text-align: right;">平成23年 12月 22日 改正 平成27年 5月 29日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 57号)</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p>
<p>《 1. 監査人の責任》</p>	<p>《 1. 監査人の責任》</p>
<p>《(1) 関連当事者について最小限の事項のみを定めている財務報告の枠組み》 (第 4 項参照)</p>	<p>《(1) 関連当事者について最小限の事項のみを定めている財務報告の枠組み》 (第 4 項参照)</p>
<p>A1. 関連当事者について最小限の事項のみを定めている財務報告の枠組みとは、関連当事者を定義しているものの、本報告書の第 9 項(1)②の定義よりも明らかに狭く、したがって、当該財務報告の枠組みにおいて関連当事者との関係及び関連当事者との取引を開示するために要求される事項が、明らかに狭い範囲の関連当事者との関係及び関連当事者との取引にしか適用されない枠組みをいう。</p>	<p>A1. 関連当事者について最小限の事項のみを定めている財務報告の枠組みとは、関連当事者を定義しているものの、本報告書の第 9 項(2)②の定義よりも明らかに狭く、したがって、当該財務報告の枠組みにおいて関連当事者との関係及び関連当事者との取引を開示するために要求される事項が、明らかに狭い範囲の関連当事者との関係及び関連当事者との取引にしか適用されない枠組みをいう。</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《(3) 準拠性の枠組み》 (第 4 項(2)参照)</p>	<p>《(3) 準拠性の枠組み》 (第 4 項(2)参照)</p>
<p>A3. 監査基準委員会報告書700に記載のとおり、準拠性の枠組みでは、関連当事者との関係及び関連当事者との取引が、財務諸表の利用者の判断を誤らせる原因となるかどうかを判断するには、その監査業務の特定の状況を考慮する。例えば、財務諸表において関連当事者との取引を開示しないことが、適用される財務報告の枠組みや法令等に準拠したものであ</p>	<p>A3. 監査基準委員会報告書700に記載のとおり、準拠性の枠組みでは、関連当事者との関係及び関連当事者との取引が、財務諸表の利用者の判断を誤らせる原因となるかどうかを判断するには、その監査業務の特定の状況を考慮する。例えば、財務諸表において関連当事者との取引を開示しないことが、適用される財務報告の枠組みや法令等に準拠したものであ</p>

新	旧
<p>っても、企業の収益の大部分が関連当事者との取引に依存しており、かつ、当該事実が開示されていない場合には、当該財務諸表はその利用者の判断を誤らせる可能性がある。ただし、準拠性の枠組みでは、監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」第4項に従って監査人が当該枠組みを受入可能であると判断している場合には、当該枠組みに準拠して作成され表示された財務諸表を、その利用者の判断を誤らせると監査人が判断することは極めてまれである（監基報700のA17項参照）。</p>	<p>っても、企業の収益の大部分が関連当事者との取引に依存しており、かつ、当該事実が開示されていない場合には、当該財務諸表はその利用者の判断を誤らせる可能性がある。ただし、準拠性の枠組みでは、監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」第4項に従って監査人が当該枠組みを受入可能であると判断している場合には、当該枠組みに準拠して作成され表示された財務諸表を、その利用者の判断を誤らせると監査人が判断することは極めてまれである（監基報700のA12項参照）。</p>
(省 略)	(省 略)
<p>《2. 関連当事者の定義》（第9項(1)参照）</p>	<p>《2. 関連当事者の定義》（第9項(1)参照）</p>
(省 略)	(省 略)
<p>《(2) 関連当事者としての特別目的事業体》</p>	<p>《(2) 関連当事者としての特別目的事業体》</p>
<p>A7. 監査基準委員会報告書315のA31項及びA32項に記載のとおり、特別目的事業体は、ある状況において、企業が極めて少ない持分しか所有していないか、又は持分を全く所有していなくても、当該企業による実質的な支配が行われている場合には、当該企業の関連当事者となることがある。</p>	<p>A7. 監査基準委員会報告書315のA24項及びA25項に記載のとおり、特別目的事業体は、ある状況において、企業が極めて少ない持分しか所有していないか、又は持分を全く所有していなくても、当該企業による実質的な支配が行われている場合には、当該企業の関連当事者となることがある。</p>
<p>《6. 識別した関連当事者との関係及び関連当事者との取引の処理及び開示の評価》</p>	<p>《6. 識別した関連当事者との関係及び関連当事者との取引の処理及び開示の評価》</p>
<p>《(1) 虚偽表示の評価における重要性の検討》（第24項参照）</p>	<p>《(1) 虚偽表示の評価における重要性の検討》（第24項参照）</p>
<p>A45. 監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第10項(1)は、虚偽表示が重要かどうかの評価において、虚偽表示の大きさと内容、及び虚偽表示が発生した特定の状況を考慮することを監査人に要求している。また、監査基準委員会報告書450のA20項は、虚偽表示の評価に影響を及ぼし得る状況に関して指針を提供している。財務諸表の利用者にとっての取引の重要性は、記録されている取引金額だけで</p>	<p>A45. 監査基準委員会報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第10項(1)は、虚偽表示が重要かどうかの評価において、虚偽表示の大きさと内容、及び虚偽表示が発生した特定の状況を考慮することを監査人に要求している。また、監査基準委員会報告書450のA15項は、虚偽表示の評価に影響を及ぼし得る状況に関して指針を提供している。財務諸表の利用者にとっての取引の重要性は、記録されている取引金額だけで</p>

新	旧
<p>なく、関連当事者との関係など、関連する他の特有の要因によっても影響を受けることがある。</p>	<p>なく、関連当事者との関係など、関連する他の特有の要因によっても影響を受けることがある。</p>
<p>《IV 適用》</p>	<p>《IV 適用》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（<u>2011年12月22日</u>）は、<u>2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</u> ・ 本報告書（<u>2015年5月29日</u>）は、<u>2015年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</u> ・ <u>本報告書（2019年6月12日）は、以下の事業年度に係る監査等から適用する。</u> <ul style="list-style-type: none"> - <u>A1項及びA3項の改正は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査等から適用する。</u> - <u>A7項及びA45項の改正は、2020年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から早期適用することができる。</u> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（<u>平成23年12月22日</u>）は、<u>平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</u> ・ 本報告書（<u>平成27年5月29日</u>）は、<u>平成27年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</u> <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>監査基準委員会報告書 560</p> <p style="text-align: center;">後発事象</p> <p style="text-align: right;">2011年 7月 1日 改正 2011年 12月 22日 改正 2015年 5月 29日 最終改正 2019年 6月 12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 59号)</p>	<p>監査基準委員会報告書 560</p> <p style="text-align: center;">後発事象</p> <p style="text-align: right;">平成 23年 7月 1日 改正 平成 23年 12月 22日 最終改正 平成 27年 5月 29日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第 59号)</p>
<p>《 I 本報告書の範囲及び目的》</p>	<p>《 I 本報告書の範囲及び目的》</p>
<p>《 1. 本報告書の範囲》</p>	<p>《 1. 本報告書の範囲》</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>2. 財務諸表は、期末日後に発生した一定の事象によって影響を受けることがある。財務報告の枠組みの多くが、このような事象についての指針を設けている。</p> <p>財務報告の枠組みにおいては、後発事象は一般的に、以下の二つの種類の事象に分類されている。</p> <p>(1) 期末日現在において既に存在している状況に関する証拠を提供する事象（修正後発事象）</p> <p>(2) 期末日後において発生した状況に関する証拠を提供する事象（開示後発事象）</p> <p>監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の A57 項に記載のとおり、監査報告書日は、監査人がその日付までに気づき、かつその日付までに発生した事象や取引の影響を検討したことを、利用者に知らせるものである。</p>	<p>2. 財務諸表は、期末日後に発生した一定の事象によって影響を受けることがある。財務報告の枠組みの多くが、このような事象についての指針を設けている。</p> <p>財務報告の枠組みにおいては、後発事象は一般的に、以下の二つの種類の事象に分類されている。</p> <p>(1) 期末日現在において既に存在している状況に関する証拠を提供する事象（修正後発事象）</p> <p>(2) 期末日後において発生した状況に関する証拠を提供する事象（開示後発事象）</p> <p>監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の A39 項に記載のとおり、監査報告書日は、監査人がその日付までに気づき、かつその日付までに発生した事象や取引の影響を検討したことを、利用者に知らせるものである。</p>

新	旧
《Ⅲ 適用指針》	《Ⅲ 適用指針》
(省 略)	(省 略)
《2. 定義》	《2. 定義》
《(1) 監査報告書日》 (第4項(1)参照)	《(1) 監査報告書日》 (第4項(1)参照)
<p>A2. 監査報告書日は、監査人が財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日より前の日付とすることはできない。十分かつ適切な監査証拠には、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成され、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対して責任を認めたことについての証拠が含まれる。(監基報700第44項参照)</p> <p>したがって、監査報告書日は、第4項(4)で定義する財務諸表の承認日より前の日付とすることはできない。事務手続上、企業に監査報告書を提出する日は、第4項(1)で定義する監査報告書日より後となることもある。</p>	<p>A2. 監査報告書日は、監査人が財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日より前の日付とすることはできない。十分かつ適切な監査証拠には、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成され、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対して責任を認めたことについての証拠が含まれる。(監基報700第38項参照)</p> <p>したがって、監査報告書日は、第4項(4)で定義する財務諸表の承認日より前の日付とすることはできない。事務手続上、企業に監査報告書を提出する日は、第4項(1)で定義する監査報告書日より後となることもある。</p>
(省 略)	(省 略)
《4. 監査報告書日の翌日から財務諸表の発行日までの間に監査人が知るところとなった事実》	《4. 監査報告書日の翌日から財務諸表の発行日までの間に監査人が知るところとなった事実》
《(1) 経営者の監査人に対する責任》 (第9項参照)	《(1) 経営者の監査人に対する責任》 (第9項参照)
<p>A9. 監査業務の契約条件に従い、経営者は、監査報告書日の翌日から財務諸表の発行日までの間に知るところとなった、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある事実を監査人に通知する責任を有する。(監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」のA24項参照)</p>	<p>A9. 監査業務の契約条件に従い、経営者は、監査報告書日の翌日から財務諸表の発行日までの間に知るところとなった、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある事実を監査人に通知する責任を有する。(監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」のA23項参照)</p>
《(2) 二重日付》 (第11項(1)参照)	《(2) 二重日付》 (第11項(1)参照)
<p>A10. 第11項(1)に記載された状況において、監査人が、事後判明事実の影響による財務諸表の修正又は開示に限定して対応する日付を追加的に記載するために監査報告書を訂正する場合、差替前の財務諸表に対する監査報告書日は変更されない。これは、差替前の財務諸表に対する監査</p>	<p>A10. 第11項(1)に記載された状況において、監査人が、事後判明事実の影響による財務諸表の修正又は開示に限定して対応する日付を追加的に記載するために監査報告書を訂正する場合、差替前の財務諸表に対する監査報告書日は変更されない。これは、差替前の財務諸表に対する監査</p>

新	旧
<p>の作業が完了した時点を利用者に知らせるためである。</p> <p>一方、当初の監査報告書日の後の監査人の手続は、財務諸表の事後的な修正部分に限定されていることを利用者に知らせるために、監査報告書に追加の日付が含まれる。</p> <p>以下は、追加される日付の記載例である。</p> <p>「〇年〇月〇日（監査報告書日）、ただし注記Yについては〇年〇月〇日（注記Yに記載された修正又は開示に限定して実施した監査手続の完了日）」</p>	<p>の作業が完了した時点を利用者に知らせるためである。</p> <p>一方、当初の監査報告書日の後の監査人の手続は、財務諸表の事後的な修正部分に限定されていることを利用者に知らせるために、監査報告書に追加の日付が含まれる。</p> <p>以下は、追加される日付の記載例である。</p> <p>「平成〇年〇月〇日（監査報告書日）、ただし注記Yについては平成〇年〇月〇日（注記Yに記載された修正又は開示に限定して実施した監査手続の完了日）」</p>
(省 略)	(省 略)
《IV 適用》	《IV 適用》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（<u>2011</u>年7月1日）は、<u>2011</u>年7月1日に発効し、<u>2011</u>年9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査及び<u>2012</u>年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>2011</u>年12月22日）は、<u>2012</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>2015</u>年5月29日）は、<u>2015</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>2019</u>年6月12日）は、<u>2020</u>年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（<u>平成23</u>年7月1日）は、<u>平成23</u>年7月1日に発効し、<u>平成23</u>年9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間監査及び<u>平成24</u>年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>平成23</u>年12月22日）は、<u>平成24</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書（<u>平成27</u>年5月29日）は、<u>平成27</u>年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>監査基準委員会報告書600</p> <p style="text-align: center;">グループ監査</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2013年 6月 17日 改正 2015年 5月 29日 最終改正 2019年 6月 12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第41号)</p>	<p>監査基準委員会報告書600</p> <p style="text-align: center;">グループ監査</p> <p style="text-align: right;">平成23年12月22日 改正 平成25年 6月 17日 最終改正 平成27年 5月 29日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第41号)</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《3. 責任》 (第10項参照)</p>	<p>《3. 責任》 (第10項参照)</p>
<p>A9. グループ監査チームは、構成単位の財務情報に関して十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったためにグループ財務諸表に対して除外事項付意見を表明する場合、監査報告書の除外事項付意見の根拠区分において、除外事項となった状況を十分に説明するために必要な場合を除いて、構成単位の監査人の利用に関しては言及しない。(監基報705第23項参照)</p>	<p>A9. グループ監査チームは、構成単位の財務情報に関して十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったためにグループ財務諸表に対して除外事項付意見を表明する場合、監査報告書の除外事項付意見の根拠区分において、除外事項となった状況を十分に説明するために必要な場合を除いて、構成単位の監査人の利用に関しては言及しない。(監基報705第19項参照)</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《6. グループ全体、構成単位及びこれらの環境の理解》</p>	<p>《6. グループ全体、構成単位及びこれらの環境の理解》</p>
<p>《(1) グループ監査チームが理解する事項》 (第16項参照)</p>	<p>《(1) グループ監査チームが理解する事項》 (第16項参照)</p>
<p>A21. 監査基準委員会報告書315には、企業に影響を与える産業や規制等の外部要因(適用される財務報告の枠組みを含む。)、企業の事業活動等、企業目的や戦略及びこれらに関連する事業上のリスク、並びに企業の業績の測定と検討を理解する際に、監査人が検討する可能性のある事項に</p>	<p>A21. 監査基準委員会報告書315には、企業に影響を与える産業や規制等の外部要因(適用される財務報告の枠組みを含む。)、企業の事業活動等、企業目的や戦略及びこれらに関連する事業上のリスク、並びに企業の業績の測定と検討を理解する際に、監査人が検討する可能性のある事項に</p>

新	旧
<p>関する指針を記載している。(監基報315のA20項からA45項参照)</p> <p>本報告書の付録1には、連結プロセスを含む、グループ財務諸表の監査に特有の事項に関して、グループ監査チームが理解する事項を例示している。</p>	<p>関する指針を記載している。(監基報315のA14項からA38項参照)</p> <p>本報告書の付録1には、連結プロセスを含む、グループ財務諸表の監査に特有の事項に関して、グループ監査チームが理解する事項を例示している。</p>
<p>《IV 適用》</p>	<p>《IV 適用》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2011年12月22日)は、<u>2012年</u>4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書(2013年6月17日)は、<u>2014年</u>3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。 ・ 本報告書(2015年5月29日)は、<u>2015年</u>4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ <u>本報告書(2019年6月12日)は、以下の事業年度に係る監査等から適用する。</u> <ul style="list-style-type: none"> - <u>A9項の改正は、2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。</u> - <u>A21項及び付録1第2項の改正は、2020年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から早期適用することができる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(平成23年12月22日)は、<u>平成24年</u>4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書(平成25年6月17日)は、<u>平成26年</u>3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。 ・ 本報告書(平成27年5月29日)は、<u>平成27年</u>4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。
<p>《付録1 グループ監査チームが理解する事項の例示》 (A21項参照)</p>	<p>《付録1 グループ監査チームが理解する事項の例示》 (A21項参照)</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《グループ全体統制》</p>	<p>《グループ全体統制》</p>

新	旧
(省 略)	(省 略)
2. 内部監査は、グループ全体統制の一部とすることができる場合（例えば、内部監査機能を集中化しているような場合）がある。監査基準委員会報告書610「内部監査人の作業の利用」の第11項は、グループ監査チームが内部監査人の監査を利用することを計画している場合における当該内部監査人の能力及び客観性の評価を取り扱っている。	2. 内部監査は、グループ全体統制の一部とすることができる場合（例えば、内部監査機能を集中化しているような場合）がある。監査基準委員会報告書610「内部監査の利用」の第8項は、グループ監査チームが内部監査人の監査を利用することを計画している場合における当該内部監査人の能力及び客観性の評価を取り扱っている。
(省 略)	(省 略)
《付録3 構成単位の監査人の受領を確かめる文書の例示》 （A33項参照）	《付録3 構成単位の監査人の受領を確かめる文書の例示》 （A33項参照）
<p>本付録の文書は、グループ監査責任者と構成単位の監査人が日本公認会計士協会の会員であることを前提とした例示であるが、標準的な雛型として使用することを意図したものではない。本文書は、構成単位の監査人又は年度によって異なる場合がある。</p> <p>グループ監査責任者は、通常、本文書を構成単位の財務情報に関する作業を開始する前に入手する。</p>	<p>本付録の文書は、グループ監査責任者と構成単位の監査人が日本公認会計士協会の会員であることを前提とした例示であるが、標準的な雛型として使用することを意図したものではない。本文書は、構成単位の監査人又は年度によって異なる場合がある。</p> <p>グループ監査責任者は、通常、本文書を構成単位の財務情報に関する作業を開始する前に入手する。</p>
<div style="text-align: right;">×年×月×日</div> <p>(グループ監査責任者の氏名)</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">(構成単位の監査人の氏名)</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 (署名) (又は記名捺印)</p> <p>私たちは、[適用される財務報告の枠組みの名称] に準拠して、[グループ財務諸表を作成する会社の名称] のグループ財務諸表が×年×月×日現在のグループの財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成</p>	<div style="text-align: right;">平成×年×月×日</div> <p>(グループ監査責任者の氏名)</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">(構成単位の監査人の氏名)</p> <p>〇〇監査法人 指定社員 業務執行社員 公認会計士 (署名) (又は記名捺印)</p> <p>私たちは、[適用される財務報告の枠組みの名称] に準拠して、[グループ財務諸表を作成する会社の名称] のグループ財務諸表が平成×年×月×日現在のグループの財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経</p>

新	旧
<p>績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するために貴監査法人が実施する監査に関連して、本書簡を提出いたします。</p> <p>私たちは、×年×月×日に終了する事業年度の〔構成単位の名称〕の財務情報について特定の作業の実施を要請する×年×月×日付けの貴監査法人の指示書を受領しました。</p> <p>1. 私たちは、以下の事項を確認いたします。</p> <p>(1) 私たちは、指示書の内容を遵守いたします。</p> <p>(2) 指示書の内容は明確であり、私たちはその内容を理解していません。</p> <p>(3) 私たちは、貴監査法人に協力し、貴監査法人がグループ監査に関連する〔構成単位の名称〕の監査調書を開覧することを了承いたします。</p> <p>2. 私たちは、以下の事項を了解しています。</p> <p>(1) 〔構成単位の名称〕の財務情報が、〔グループ財務諸表を作成する会社の名称〕のグループ財務諸表に含まれること。</p> <p>(2) 貴監査法人が、×年×月×日に終了する事業年度の〔構成単位の名称〕の財務情報に関して、私たちに実施を要請した作業への関与が必要と考える場合があること。</p> <p>(3) 貴監査法人が、〔グループ財務諸表を作成する会社の名称〕のグループ監査のため、私たちの作業を評価し、適切な場合には利用する意向であること。</p> <p>3. 私たちは、〔グループ財務諸表を作成する会社の名称〕の〔構成単位につき記載すること。例えば、100%所有の子会社、子会社、共同支配企業、その他の被投資会社など〕である〔構成単位の名称〕、の財務情報に関して実施する業務に関連して、以下のとおり確認します。</p> <p>(1) 私たちは、グループ監査において私たちの責任を果たせるように、職業倫理に関する規定（公認会計士法・同施行令・同施行規則、及び日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則、独立性に関す</p>	<p>営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するために貴監査法人が実施する監査に関連して、本書簡を提出いたします。</p> <p>私たちは、平成×年×月×日に終了する事業年度の〔構成単位の名称〕の財務情報について特定の作業の実施を要請する平成×年×月×日付けの貴監査法人の指示書を受領しました。</p> <p>1. 私たちは、以下の事項を確認いたします。</p> <p>(1) 私たちは、指示書の内容を遵守いたします。</p> <p>(2) 指示書の内容は明確であり、私たちはその内容を理解していません。</p> <p>(3) 私たちは、貴監査法人に協力し、貴監査法人がグループ監査に関連する〔構成単位の名称〕の監査調書を開覧することを了承いたします。</p> <p>2. 私たちは、以下の事項を了解しています。</p> <p>(1) 〔構成単位の名称〕の財務情報が、〔グループ財務諸表を作成する会社の名称〕のグループ財務諸表に含まれること。</p> <p>(2) 貴監査法人が、平成×年×月×日に終了する事業年度の〔構成単位の名称〕の財務情報に関して、私たちに実施を要請した作業への関与が必要と考える場合があること。</p> <p>(3) 貴監査法人が、〔グループ財務諸表を作成する会社の名称〕のグループ監査のため、私たちの作業を評価し、適切な場合には利用する意向であること。</p> <p>3. 私たちは、〔グループ財務諸表を作成する会社の名称〕の〔構成単位につき記載すること。例えば、100%所有の子会社、子会社、共同支配企業、その他の被投資会社など〕である〔構成単位の名称〕、の財務情報に関して実施する業務に関連して、以下のとおり確認します。</p> <p>(1) 私たちは、グループ監査において私たちの責任を果たせるように、職業倫理に関する規定（公認会計士法・同施行令・同施行規則、及び日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則、独立性に関す</p>

新	旧
<p>る指針及びその他の倫理に関する規定)を理解し、それを遵守いたします。特に、グループにおける〔グループ財務諸表を作成する会社の名称〕とその他の構成単位に関して、私たちは、公認会計士法並びに日本公認会計士協会が定める倫理規則及び独立性に関する指針を遵守し、独立性を保持しております。</p> <p>(2) 私たちは、グループ監査において構成単位の監査人としての責任を果たすために、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準を理解しており、それらの基準に準拠して、×年×月×日に終了する事業年度の〔構成単位の名称〕の財務情報に対する作業を実施いたします。</p> <p>(3) 私たちは、特定の構成単位の財務情報に対する業務を実施するのに必要な特定分野における専門的な知識や技能(例えば、業界特有の知識)を有しています。</p> <p>(4) 私たちは、グループ監査において構成単位の監査人としての責任を果たすために、〔適用される財務報告の枠組みの名称〕を理解しています。</p> <p>私たちは、〔構成単位の名称〕の財務情報に対する業務の実施中に上記の記載内容に変更が生じた場合は、その変更内容について貴監査法人に通知いたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>る指針及びその他の倫理に関する規定)を理解し、それを遵守いたします。特に、グループにおける〔グループ財務諸表を作成する会社の名称〕とその他の構成単位に関して、私たちは、公認会計士法並びに日本公認会計士協会が定める倫理規則及び独立性に関する指針を遵守し、独立性を保持しております。</p> <p>(2) 私たちは、グループ監査において構成単位の監査人としての責任を果たすために、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準を理解しており、それらの基準に準拠して、平成×年×月×日に終了する事業年度の〔構成単位の名称〕の財務情報に対する作業を実施いたします。</p> <p>(3) 私たちは、特定の構成単位の財務情報に対する業務を実施するのに必要な特定分野における専門的な知識や技能(例えば、業界特有の知識)を有しています。</p> <p>(4) 私たちは、グループ監査において構成単位の監査人としての責任を果たすために、〔適用される財務報告の枠組みの名称〕を理解しています。</p> <p>私たちは、〔構成単位の名称〕の財務情報に対する業務の実施中に上記の記載内容に変更が生じた場合は、その変更内容について貴監査法人に通知いたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上

新	旧
<p>監査基準委員会報告書900</p> <p style="text-align: center;">監査人の交代</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2013年 6月 17日 改正 2015年 5月 29日 改正 2018年 10月 19日 <u>最終改正</u> 2019年 6月 12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第69号)</p>	<p>監査基準委員会報告書900</p> <p style="text-align: center;">監査人の交代</p> <p style="text-align: right;">2011年 12月 22日 改正 2013年 6月 17日 改正 2015年 5月 29日 <u>最終改正</u> 2018年 10月 19日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第69号)</p>
<p>《Ⅱ 要求事項》</p>	<p>《Ⅱ 要求事項》</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》</p>	<p>《1. 監査業務の引継 - 監査人予定者及び監査人》</p>
<p>9. 監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも次の事項の有無及び該当がある場合にはその内容を質問しなければならない。(A4項参照)</p> <p>(1)～(8) (省 略)</p> <p>(9) 監査基準委員会報告書570「継続企業」第24項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況</p> <p>(10)～(11) (省 略)</p> <p>(12) 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第11項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている重要な偶発事象、又は重要な偶発債務となる可能性がある事象</p>	<p>9. 監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも次の事項の有無及び該当がある場合にはその内容を質問しなければならない。(A4項参照)</p> <p>(1)～(8) (省 略)</p> <p>(9) 監査基準委員会報告書570「継続企業」第22項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況</p> <p>(10)～(11) (省 略)</p> <p>(12) 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第8項に基づき、監査役等とのコミュニケーションが求められている重要な偶発事象、又は重要な偶発債務となる可能性がある事象</p>

新	旧
(省 略)	(省 略)
<p>《IV 適用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2011年12月22日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。なお、本報告書の適用開始後に行われる監査人の交代から、本報告書は適用される。 ・ 本報告書（2013年6月17日）は、2013年10月1日以後に行われる監査人の交代から適用する。 ・ 本報告書（2015年5月29日）は、2015年5月29日以後に行われる監査人の交代から適用する。 ・ 本報告書（2018年10月19日）は、2019年4月1日以後に行われる監査人の交代から適用する。 ・ <u>本報告書（2019年6月12日）は、2020年3月31日以後に行われる監査人の交代から適用する。</u> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《IV 適用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2011年12月22日）は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。なお、本報告書の適用開始後に行われる監査人の交代から、本報告書は適用される。 ・ 本報告書（2013年6月17日）は、2013年10月1日以後に行われる監査人の交代から適用する。 ・ 本報告書（2015年5月29日）は、2015年5月29日以後に行われる監査人の交代から適用する。 ・ 本報告書（2018年10月19日）は、2019年4月1日以後に行われる監査人の交代から適用する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p>監査基準委員会研究報告第5号</p> <p style="text-align: center;">保証業務実務指針 2400 に係る Q&A</p> <p style="text-align: right;">2016年 1 月 26 日 改正 2019年 6 月 12 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会</p>	<p>監査基準委員会研究報告第5号</p> <p style="text-align: center;">保証業務実務指針 2400 に係る Q&A</p> <p style="text-align: right;">平成28年 1 月 26 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査基準委員会</p>
<p>Q3 レビュー業務によって得られる保証水準（1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>財務諸表の監査と財務諸表のレビューでは保証水準はどう異なるのか。</p> </div> <p>（解説）</p> <p>合理的保証業務においては、監査人は監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要がある。監査人は、無限定意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、適正表示の枠組みでは「財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して、…をすべての重要な点において適正に表示している」、準拠性の枠組みでは「財務諸表が、すべての重要な点において、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して作成されている」という意見を表明する。（監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第23項及び第24項）</p> <p style="text-align: right;">（省 略）</p>	<p>Q3 レビュー業務によって得られる保証水準（1）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>財務諸表の監査と財務諸表のレビューでは保証水準はどう異なるのか。</p> </div> <p>（解説）</p> <p>合理的保証業務においては、監査人は監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要がある。監査人は、無限定意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、適正表示の枠組みでは「財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して、…をすべての重要な点において適正に表示している」、準拠性の枠組みでは「財務諸表が、すべての重要な点において、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して作成されている」という意見を表明する。（監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第32項及び第33項）</p> <p style="text-align: right;">（省 略）</p>
<p>Q17 ISRE2400 との比較</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>保証業務実務指針 2400 と ISRE2400 の主な相違点は何か。</p> </div> <p>保証業務実務指針 2400 において、追加した事項の概要は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">（省 略）</p>	<p>Q17 ISRE2400 との比較</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>保証業務実務指針 2400 と ISRE2400 の主な相違点は何か。</p> </div> <p>保証業務実務指針 2400 において、追加した事項の概要は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">（省 略）</p>

新		旧	
継続的レビュー業務 (A55 項)	事業年度ごとに新規のレビュー契約書を取り交わすことが適切である旨を追加している。(監基報 210 の A28 項)	継続的レビュー業務 (A55 項)	事業年度ごとに新規のレビュー契約書を取り交わすことが適切である旨を追加している。(監基報 210 の A26 項)
(省 略)		(省 略)	
監査役等とのコミュニケーション (A67 項)	監査役等とのコミュニケーションのために作成した文書が第三者へ提示される場合の適用指針を追加している。(監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」の A42 項)	監査役等とのコミュニケーション (A67 項)	監査役等とのコミュニケーションのために作成した文書が第三者へ提示される場合の適用指針を追加している。(監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」の A33 項)
(省 略)		(省 略)	
継続企業の前提 (A92 項)	継続企業の前提に関する経営者の評価期間を追加している。(監基報 570 の A10 項)	継続企業の前提 (A92 項)	継続企業の前提に関する経営者の評価期間を追加している。(監基報 570 の A9 項)
継続企業の前提 (第 87 項から第 89 項まで、A121 項及び A122 項)	継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、重要な不確実性が認められると結論付ける場合の取扱いを追加している。(監基報 570 第 18 項、第 21 項、第 22 項、A30 項及び A32 項)	継続企業の前提 (第 87 項から第 89 項まで、A121 項及び A122 項)	継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、重要な不確実性が認められると結論付ける場合の取扱いを追加している。(監基報 570 第 17 項から第 19 項まで、A20 項及び A22 項)
(省 略)		(省 略)	
以 上		以 上	

以 上